

山梨県公報

第二百四十八号

令和三年

十二月二十日

月 曜 日

目次

○道路の区域変更(二件).....	六〇一
○道路の供用開始.....	六〇二
○建築基準法に基づく道路位置指定(二件).....	六〇二
○公共測量の終了.....	六〇二

告示

山梨県告示第三百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年一月十一日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 市川三郷山梨自転車道線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲府市小曲町字川除笛吹川右岸堤防敷地先から 甲府市落合町字橋場笛吹川右岸堤防敷地先まで	旧 四・一 新 四・一	四・一	五四三・三

山梨県告示第三百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年一月十一日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲府精進湖線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲府市落合町字田通一五三番一地先から 甲府市落合町字曾根二〇一番六地先まで	旧 一五・一 新 一五・一	一五・一 一五・六	四九・八

山梨県告示第三百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和四年一月十一日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士河口湖富士線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		延長 (メートル)
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
南都留郡鳴沢村字富士山八五四五番一地先から 南都留郡鳴沢村字富士山八五四五番一地先まで	旧	八・四	七一・四
	新	二八・〇	
		八・四	七一・四
		二八・〇	

山梨県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和四年一月十一日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川三郷山 梨自転車道 線	甲府市小曲町字川除笛吹川右岸 堤防敷地先から 甲府市落合町字橋場笛吹川右岸 堤防敷地先まで	五五五・四	令和三年十 二月二十日

山梨県告示第三百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に

備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和三年十二月十三日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町八田字塚之越二百七十一番四
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇四メートル
- 四 指定道路の延長 四十八・二四メートル

山梨県告示第三百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和三年十二月十三日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町広瀬字前田四十八番六
- 三 指定道路の幅員 最大四・〇五メートル 最小四・〇一メートル
- 四 指定道路の延長 三十四・八〇メートル

公 告

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により東京都水道局水源管理事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 山梨県北都留郡小菅村、丹波山村及び甲州市の一部
- 三 測量の期間 令和三年三月三十日から同年十一月二十五日まで